

申請要領

提出書類は土地所有者（共有名義の場合は代表者）の方がとりまとめて、受付場所へご提出ください。

1 提出書類（◎は必須、△は該当する場合に必要）

書類名	数量	概要	原本 還付
第1号様式 特定生産緑地 指定申出兼 同意書 (所有者用) 【同封】	◎ 1通以上	土地所有者の方のご連絡先及び特定生産緑地への指定を申し出る生産緑地を確認し、指定について同意することを証する書類です。 ・ 複数の土地所有者がいる場合は、 <u>所有者ごとに一枚ずつ作成</u> してください。(共有名義の方にも本市から送付済みです) ・ 今回、 <u>申出できるものは平成4年に生産緑地に指定されたもの</u> です。 ・ 本市が <u>平成4年に指定している生産緑地の情報を印字</u> しています。 ・ 下記の〈注意事項〉及び4ページの <u>記載例</u> を参考にご記入ください。	×
第2号様式 特定生産緑地 指定同意書 (所有者以外の 権利者用) 【同封】	◎ 1通以上	土地所有者以外の権利者全員が、指定について同意することを証する書類です。 ・ <u>同意が必要な権利者については、必ず2ページの「(1) 特定生産緑地指定の同意についての注意事項」</u> をご確認ください。 ・ <u>賃借小作人の同意も必要</u> となりますので、 <u>賃借小作人名については必ず事前に農業委員会事務局で確認</u> してください。 ・ 5ページの <u>記載例</u> を参考にご記入ください。	×
土地登記簿謄本 (全部事項証明書)	◎ 全筆分	土地の最新の権利者、面積を証する書類です。 ・ 発行日から3か月以内のもの(法務局で取得できます。)	○
仮換地地籍 証明書	△ 必要に応じて	土地区画整理事業区域内で仮換地指定後の農地等については、仮換地地積証明書が必要です。	○
印鑑登録証明書	◎ 権利者一人 に対して各 1通	同意書の印の有効性を確認する書類です。 ・ <u>第1号様式及び第2号様式に使用した実印の印鑑登録証明書</u> ・ 発行日から3か月以内のもの	×
委任状	△ 1通	土地所有者以外が申請書の提出を行う場合に必要です。	×
その他	△ 必要に応じて	・ 添付書類に記載された住所等が登記と異なる場合は、その関係を裏付ける書類等が必要になります。(例：土地登記簿謄本に記載の所有者住所と印鑑登録証明書の住所が異なる場合→前住所記載の住民票が必要) ・ 必要に応じて、上記以外の書類を添付していただく場合があります。	

〈注意事項1〉第1号様式については、本市が平成4年に指定している生産緑地の情報をあらかじめ印字しています。印字内容を変更・修正する場合は訂正印(実印)により修正してください。詳しくは4ページ「5 指定申出書・同意書の書き方(記載例)」をご確認ください。

なお、登記の変更等により記載内容に変更が生じている場合には変更届を必ず提出してください。変更届についての詳細は2ページ「(3) 変更届について」をご確認ください。

〈注意事項2〉第1号様式の申出者は土地所有者に限りますが、申出の際に相続が発生している場合は以下のとおりです。

- ・ 遺産分割協議済みで未登記の場合→ 遺産分割協議書(原本還付可)、法定相続人を特定できる書類、法定相続人全員の印鑑登録証明書を添付のうえ、申出者は当該地の権利を相続した方全員
- ・ 上記以外の場合→ 法定相続人を特定できる書類を添付のうえ、申出者は法定相続人全員

(1) 特定生産緑地指定の同意についての注意事項

当該土地についての権利者全員の同意が必要です。同意が必要な権利者とは次のとおりです。

- ・所有者
 - ・対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記されている永小作権，先取得権，質権，抵当権を有する者
 - ・上記の権利に関する仮登記若しくは仮押さえの登記又は農地等に関する買戻し特約の登記の登記名義人
- 同意が必要なもの（主なもの一覧）**

第1号様式		第2号様式						
登記されているもの（「甲区」欄に記載）		登記されているもの（「乙区」欄に記載）					登記されていないもの	
所有権	仮登記	地上権	賃借権	永小作権	地役権	抵当権		農地法第16条に基づく対抗要件を有している賃借小作人
						係るもの	納税猶予に 相続税等の もの 左記以外の	
○（※1）	○	○	○	○	×	○（※2）	○（※3）	○

（※1） 所有者が死亡されている場合で未登記の場合は，相続権のある方全員の同意が必要です。（1ページ〈注意事項2〉参照）

（※2） 相続税及び贈与税の納税猶予を受けている生産緑地について，税務署長が抵当権者となっている場合には，本市が一括して手続きしますので，税務署の同意書は不要です。

（※3） 農業協同組合が抵当権者となっている場合には，本市が一括して手続きしますので，農業協同組合の同意書は不要です。

(2) 一部指定等の申請について

生産緑地の一部を「特定生産緑地」に指定する場合は，「特定生産緑地」に指定する部分の位置や面積が明らかとなるよう，分筆いただくか，地積測量図又は実測図等が必要となりますので，都市計画課までご相談ください。

なお，現在，一部指定の生産緑地をそのまま「特定生産緑地」に指定する場合は，既に位置及び面積を特定していますので，分筆等の必要はありません。

※一部指定の生産緑地の買取申出時には，分筆いただくか，隣地との境界が確定し，指定（申出）部分の位置や面積が明らかとなる図面（地積測量図等）が必要です。

(3) 変更届について

- ・ 生産緑地指定以降に登記を変更されている場合（生産緑地一覧表の記載内容と登記内容が異なる場合）は，同封の「生産緑地変更届」に記載のうえ，事前に都市計画課（又は集中受付時）に必ず提出してください。変更届を提出しないと申請ができない場合があります。

土地所有者の変更…変更届，位置図及び登記事項証明書が必要

分筆等面積の変更…変更届，位置図，登記事項証明書，公図の写し及び地積測量図が必要

変更届の様式は京都市情報館のホームページでも公開しています。

- ・ 同意には，農地法第16条に基づく対抗要件を有している賃借小作人も必要になります。小作人に相続が発生している場合には，農業委員会事務局への届出が必要になります。現在の小作人情報及び手続きについては農業委員会事務局にお問い合わせください。

2 申請書等の交付場所

申請に必要な様式を同封していますが、追加が必要な場合は、ご自身でコピー又は京都市情報館のホームページ上から印刷をお願いします。

なお、次の場所にも備え付けております。

- ・ 農業協同組合（JA 各支店）
- ・ 農業振興センター（北部・東部・西部）
- ・ 市役所（都市計画課，農業委員会事務局）

提出書類は土地所有者（共有名義の場合は代表者）の方がとりまとめて、受付場所へご提出ください。

3 申請受付のご案内

	受付場所	受付期間	受付時間
【集中受付】	JA 各支店 ※受付場所の詳細は、改めてご案内します。	※受付の期間・時間の詳細は、改めてご案内します。	
【随時受付】	お住まいの行政区を 所管する 農業振興センター	※受付の期間・時間の詳細は、改めてご案内します。	
	都市計画課		

特定生産緑地への指定を希望される方は、改めて郵送・ホームページ等にてご案内する受付期間に、上記受付場所にて必ず申請をしてください。

集中受付実施日には、お近くの JA 各支店等で申請ができますので是非ご利用ください。

4 お問い合わせ先

問い合わせ内容	担当部署	所在地	電話番号
生産緑地全般に関すること	都市計画課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 (市役所分庁舎 2 階)	075-222-3505
小作人に関すること	農業委員会事務局	中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 (市役所分庁舎地下 1 階)	075-222-4050
受付窓口に関すること	北部農業振興センター (北区, 左京区, 上京区)	北区紫竹東高縄町 69-1	075-493-6660
	東部農業振興センター (伏見区, 山科区, 東山区)	伏見区深草瓦町 61	075-641-4340
	西部農業振興センター (中京区, 下京区, 南区, 右京区, 西京区)	右京区西院西高田町 6-1	075-321-0551